

第24期 第3回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和2年9月30日

伊予市農業委員会

# 第24期

## 第3回定例農業委員会総会議事録

令和2年9月30日（水）午後1時30分から、伊予市役所において第3回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	7名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第9号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	4件
	議案第10号 令和2年度農用地利用集積計画(第3号)について	2件
	議案第11号 農用地利用配分計画(案)について	1件
	議案第12号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について	1件
	議案第13号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について	1件
	議案第14号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（編入）	2件
	議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	4件
第3	報告第4号 農地法第5条の規定に基づく届出について	1件
	報告第5号 農地法第18条の規定に基づく解約通知について	2件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年第3回9月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号8番 ○○ ○○ 委員、9番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	松山市	○○	○○
譲受人	森	○○	○○
申請地	森	田	外1筆
申請理由	(譲渡人)	労働力不足	
	(譲受人)	新規就農	
権利の種類	売買による所有権移転		
作付予定作物	・・・米・季節野菜		
農業従事者	・・・2人		
周辺農業経営への影響	なし		

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項  
第1号 効率的に営農すると認められない場合

- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
  - 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
  - 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
  - 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
  - 第6号 また貸しするおそれがある場合
  - 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- いずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員として補足説明をいたします。

〇〇さんは、相続にて取得しましたが、現住所が松山市ですので、農地の管理が難しいという事で、購入者を探していました。森の〇〇さんが購入して米、野菜を作ることになったので、今回の売買に至りました。本人さんにも面接をして、広い農地では米を作りたいということで、農機具については、お兄さんの子供さんが新規就農者で栽培されていますので、農機具を借りて当面は耕作をしたいということです。狭い方の農地は山に面してしまっていて、野菜に挑戦したいという意向です。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

この度の、農地法第3条の許可申請に係る農作業従事計画について申し上げます。

まず申請地の利用計画ですが、森〇〇につきましては、今まで通り米作りをしたいと思っています。森〇〇につきましては、季節野菜等を栽培してまいりたいと思います。農作業の従事計画ですが、本業が〇〇ということですので、〇〇を行いつつ農作業に精進してまいりたいと思います。次に農機具等の購入計画ですが、当面は購入する予定はなく、親族や知人からの使用貸借をしていきます。過去の営農経験でございますが、もともと実家が兼業農家をしておりまして、若い頃は父の手伝いを行っていたので、農業はよく存じているつもりであります。通作条件としましては、車で2、3分の場所

にあり、近いところにありますので頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

各委員さんからご質疑がありましたらお願ひします。  
その他ございませんでしょうか。

<新規就農者退室>

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願ひします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。  
続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願ひします。

事務局

## 2番

譲渡人	東京都	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・柑橘		
主な農機具の保有状況	トラクター・コンバイン・農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおり、譲渡人の〇〇さんは現在東京に住んでいて、伊予市へ帰る予定もないとのこと。譲受人の〇〇さんは、隣の田をもっていて、なおかつ農業を熱心にされていますので、最適だと思います。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 3番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・栗・野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇歳の高齢ではありまして、以前から〇〇さんに小作を出していました。その話が、正式に売買の話になりましたので、農業委員会にお世話になることになりましたので、よろしく申し上げます。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 4番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農地維持管理困難	
	(譲受人)	農業経営拡大	
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター・コンバイン・田植機・軽トラ・動噴		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは作業能力不足であり維持管理困難ということで売却するものです。譲受人の〇〇さんは、申請地が自宅及び耕作地に近く農業経営の安定化を図るため購入するという事です。よろしくをお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

## ■議案第10号 令和2年度農用地利用集積計画(第3号)について

## ■議案第11号 農用地利用分計画(案)について

議長

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第11号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第10号については今回2件の申請がありました。(農地中間管理機構が借りる。)

### 1番

利用権の設定を受ける者(借り手) 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権を設定する者 (貸し手) 双海町串 〇〇 〇〇

利用権設定地 双海町串 畑 〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>

権利の種類 使用貸借権設定

契約期間 令和2年10月1日～令和12年9月30日の10年間



## 2番

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構  
利用権を設定する者 （貸し手） 双海町串 ○○ ○○  
利用権設定地 双海町串 畑 ○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>  
権利の種類 使用貸借権設定  
契約期間 令和2年10月1日～令和12年9月30日の10年間

### 事務局

続きまして議案第11号になります。（農地中間管理機構が貸す。）

## 1番

権利の設定を受ける者（借り手） 伊予郡松前町 ○○ ○○  
権利を設定する者 （貸し手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構  
権利設定地 双海町串 畑 外1筆  
権利の種類 使用貸借権設定  
契約期間 令和2年10月1日～令和12年9月30日の10年間  
作付け予定作物 キウイフルーツ・甘平・愛媛果試28号  
議案第10号の土地を、機構から借り受けるのが伊予郡松前町の○○さんになります。  
権利の種類は、使用貸借権、契約期間は同じく10年間です。以上です。

### 議長

議案第10号、第11号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

### ○○委員

○○さんは、松前町に在住でありまして○○歳です。父親の農業を手伝いながら新規で開発したいということで、農地を探しておりましたところ、中間管理機構の手続きをして当事者同士で話がまとまったとのことですので、よろしくお願ひします

### 議長

議案第10号、第11号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

### ○○委員

面積は内○○m<sup>2</sup>ということですが、現況はどのような状況ですか。その面積の出し方はどうなっていますか。

事務局

この方の場合は新規就農ということで、補助事業が絡んでいまして、借りている農地はすべて耕作がされていないといけないということです。農地は中山間地域で、すべてを耕作しているわけではなく、議案書にも施設果樹と記載していますが、農地の中でもハウスとキウイ棚のある面積を出しています。測量の方法は、航空写真から面積をだせますので、その面積で計算しております。

議長

議案第10号、第11号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第10号、第11号について承認いたします。

続きまして、5ページを開いてください。

## ■議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第12号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

申請人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申請地	森	畑	
転用目的	植林		

申請人は、令和〇〇年〇〇月より申請人の叔父より相続しました。当時は申請人の叔父が柑橘栽培をしていましたが、高齢化による規模の縮小と、関係法規に対する認識不足のため、昭和〇〇年頃から檜を植林していました。森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用の申請に至ったものであります。

申請地は、森の〇〇集落南側の山間部の急傾斜地に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供すること

が確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上です。

議長

議案第12号につきまして地元委員として補足説明をいたします。

この近隣すべて昭和〇〇年前後に柑橘栽培をやめてそのまま放置されている果樹園でございます。この果樹園については、今回相続をして所有者がすでに森林化しているのでこれを農地から森林に転用したいという申し出がでました。昔は果樹だったのでこれを農地から森林に転用したいという申し出がでました。昔は果樹だったので、周辺は雑木林になっていますので、転用しても問題はありませんので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第12号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第12号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第12号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

## ■議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第13号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

譲渡人	中山町中山	〇〇 〇〇
譲受人	大阪府	〇〇株式会社
申請地	中山町出渕	畑
転用目的	太陽光発電施設	
権利の種類等	所有権移転	

申請人である法人は、平成28年1月に会社を設立し、全国各地で太陽光発電事業を

営んでいます。太陽光事業の拡大にあたり、伊予市で土地を選定していました。譲渡人についても山中にある当該農地では、耕作困難であり、一部山林化していることから、有効活用を望んでいたところでありました。譲受人と譲渡人の話がまとまり太陽光発電施設を設置するため、今回の転用申請に至りました。

なお、当初は3筆で転用申請が出ていましたが、2筆が取り消されて1筆の申請になりました。

当該農地は中山町出渕の〇〇集落から北側にある周辺の農地に位置し、生産性の低い農地である第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。以上です。

議長

議案第13号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の〇〇は大阪で事業を行っています。譲渡人の〇〇さんは〇〇歳ということで、農地も山林化していて、去年から誰か探してしまっていて、今回まとまりました。事前に広報区長、広報委員、周辺の住民さんに了解を得てしまっていて問題はありませんので、審議の程よろしくをお願いします。

議長

議案第13号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

2筆を取り下げたのは、どのような理由ですか。

事務局

1筆は太陽光施設の管理用駐車場という利用計画だったのですが、広い農地に車が6台と管理に必要な駐車場の限度以上の台数が上がっていましたので、利用方法を申請者に確認すると車6台を駐車する理由が立ちませんでした。もう一筆については、太陽光施設のための資材置場ということで、太陽光パネル10枚程度の資材を置くために、1500㎡以上の農地を利用するというので、理由が立ちませんでした。転用面積は必要最低限の利用面積を求められるので、理由の立たない転用は認められませんので、太陽光パネルを設置する農地は申請を受け付けましたが、その他の2筆については取り下げとなりました。

〇〇委員

竹林が生えていて、違法転用になると思われませんが。

事務局

最終的に始末書が必要になれば、提出していただきます。他法令の違反には該当しませんので、転用が可能になります。

〇〇委員

広報区長、広報委員からも同意をいただいていると言っていましたが、文書ですか、口頭での同意になりますか。

事務局

広報区長が地域の水利権者として文書で同意をいただく場合があります。

今回は山になりますので、水利権は関係ありません。書類上は、同意をいただく必要はありませんが、地域として設置後に問題が起きてもいけませんので、口頭による同意をいただくこととなります。

議長

太陽光については、愛媛県下でも地元住民が反対する事案も出ています。伊予市でもできたら、基準の方を市議会で検討されていますので、議会でまとまりましたらご報告申し上げたいと思います。現状では、地元の同意がなくても農地法上は、条件を満たしていれば転用を認めざるえない状況であります。ただ、地域の同意がないと問題が起きますので、われわれとしては、業者には地域の同意を得てくださいと県下的にもお願いしているのが、実態でございます。ガイドラインを国が定めてくれということで農業委員会としても全国農業会議を通して要望は出している段階でありますので、ご理解いただけたらと思います。

議長

議案第13号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第13号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第13号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

## ■議案第14号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第14号 伊予農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	高岸	〇〇	〇〇
該当地番	双海町高岸	畑	
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

当該農地は柑橘を生産しており、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。

申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、周辺の農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

土地所有者は〇〇歳と年齢の方ですが、日頃から熱心に管理をされていて、収穫が楽しみになっています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

申出人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
該当地番	大平	畑	
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

当該農地は栗等を生産しており、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。

申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、周辺の農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。  
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんですが、去年から〇〇さんが一緒に農業をしていただくことになりまして、傾斜地ではありますが、家のすぐ近くであって、これからもやっていくということですので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、8ページをお開きください。

## ■議案第15号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第15号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	田	
転用目的	露天駐車場		

申出人は双海町上灘にて〇〇を営んでいますが、店舗敷地内にある来客用駐車場が狭いことから、業務に支障を生じています。申出人は新たに来客用の駐車場を希望しており、店舗から150m圏内で、適地を選定した結果、当該農地を選定し当該農地を駐車場とするため農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この農地は道路にも接してしまして、家の横で、駐車場にしても影響がない場所ですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。



〇〇委員

5要件について、3号要件の担い手の影響がないとありますが、どういったことか説明をお願いします。

事務局

そこが除外・転用されることによって、その地域の担い手の利用集積など、農地の管理に影響がないかを確認することになります。

議長

仮に青地の真ん中を除外・転用することになると、周辺の農地に影響がありますし、将来的に農地を集積使用としたい場合に問題がありますが、この場合は、端になるので影響がないことを確認したということです。

番号1につきまして、その他にご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

申出人 松山市 ○○ ○○

土地所有者 中山町出渕 ○○ ○○

申出地 中山町出渕 畑

転用目的 自己用住宅

申出人は松山市にて自営業を営んでいるが、両親の農業を手伝うため、農業世帯員として自己住宅を構え生活基盤を確立したく、当該農地に住宅を建築することを希望しており、土地所有者である父の農地から選定し、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

土地所有者の〇〇さんの娘さんが農家世帯人として農業を手伝うために家を建てたいということで、周辺の農地にも影響はありませんので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### **3番**

申出人	東京都 〇〇株式会社
土地所有者	上三谷 〇〇 〇〇さんは、亡くなっていますので 相続人3名による同意になります。
申出地	上三谷 田
転用目的	携帯電話無線基地局

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある上三谷〇〇地区は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

無線基地局といたしましても電柱が一本立つだけで、当該農地は川と道路に挟まれた小さい農地であり、所有者は資材置場で使っています、周辺への影響はありませんので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 4番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	中山町佐礼谷	畑	
転用目的	植林		

申出地は、申請者と申請者の父が樹園地として耕作していたが、父の高齢化に伴い、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年頃にヒノキの植林を行ったとのことです。登記事項の地目変更を行う際に関係法令に違反していることを認識したため、是正転用のために農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおり、申請人の方から事前に相談がありまして、現地確認もさせていただきました。誤った手続きをしているということで、今回是正をするということで、周辺の関係者への問題もないということで、よろしく申し上げます。

議長

番号4につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号4につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、9ページをお開きください。

### 第3

#### ■報告第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第4号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第4号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### 1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	下吾川	田	
転用目的	分譲宅地（宅地と一体利用で分譲地となります）		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第4号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして10ページをお開きください。

### ■報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第5号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃借権設定	

#### 2番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

議長

報告第5号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

- ・ 農業者年金推進部長について  
事務局より説明有り

議長

- 次回の開催日程について

定例総会 令和2年10月29日(木曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室  
を開催予定としております。

以上で、第3回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第3回9月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時51分 閉会)